平成２５年（再イ）第３号
青森県八戸市吹上１丁目15番57号
再生債務者　石橋　益男
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月31日まで
平成25年６月26日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第６０号
青森県三戸郡階上町大字田代字岳道６番地
再生債務者　妙川　昌幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年５月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年７月２日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号
神奈川県秦野市曽屋5852番地の２　ライオンズガーデン秦野702号
再生債務者　松田　　勇
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月５日から平成25年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再ロ）第１００４４号
東京都世田谷区砧４―16―10―302
再生債務者　三神　幹也
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月９日から平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００４５号
東京都世田谷区砧４―16―10―302
再生債務者　三神　明子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月９日から平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００５２号
東京都府中市四谷１―16―41
再生債務者　渡部　忠臣
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月９日から平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３１号
大阪府茨木市南春日丘５丁目12番６号の16
再生債務者　岡村　憲一
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第２号
新潟県新発田市東新町１丁目９番32号
再生債務者　高橋　達之
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月13日から平成25年９月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第５号
川崎市宮前区土橋７丁目１番地６　川崎土橋郵政宿舎６―206
再生債務者　本田　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月27日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再ロ）第１００１号
栃木県宇都宮市駒生町3371番地27
再生債務者　佐藤　　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月26日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再ロ）第９号
新潟市北区葛塚3152番地２
再生債務者　一戸　克則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月１日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１号
北海道小樽市張碓町505番地11
再生債務者　源内　喜万
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月１日　札幌地方裁判所小樽支部

会社その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
記
甲　会社法第二条第五号の会社
東京都港区北青山二丁目五番八号
Ａｃｍｅ　Ｐａｃｋｅｔ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　福田　徹英
乙　会社法第二条第五号の会社
東京都渋谷区渋谷一丁目四番一三号
株式会社ＫＵＲＵＭＩＺＵ
代表取締役　松岡　弘司
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙)掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年二月二十七日
掲載頁　八十四頁（号外第三十八号）
平成二十五年七月十日
東京都渋谷区渋谷一丁目四番一三号
(甲)キユーピー株式会社
代表取締役　三宅峰三郎
静岡県周智郡森町向天方八八八
(乙)株式会社菜華
代表取締役　松岡　弘司

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月二十一日
掲載頁　五十七頁（号外第一〇四号）
平成二十五年七月十日
東京都港区北青山二丁目五番八号
Ａｃｍｅ　Ｐａｃｋｅｔ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　福田　徹英

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年七月十日
愛知県春日井市松新町一丁目二八番地
合資会社勝川ランドリー
代表社員　熊倉　行男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年七月十日
大阪市淀川区西中島七丁目一番二六号
合資会社ジェイ・アンド・エストレーディング
代表社員　李　　軍